別紙

令和８（2026）年度栃木県グリーン調達推進方針

令和８（2026）年３月策定
令和８（2026）年 10 月改定

１　目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第 10 条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第 63 条に規定する環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本県におけるグリーン調達の一層の推進を図る。

２　対象範囲

本方針の対象範囲は、環境マネジメントシステム（EMS）の対象範囲と同様、県の全ての機関が行う物品又はサービス（以下「物品等」という。）の調達とする。

・対象品目　23 分野 292 品目（別表のとおり）
・判断基準　別記のとおり

３　グリーン調達の推進方法

(1) 年度ごとの調達目標の決定

年度ごとに、当該年度に調達する環境物品等についての目標（以下「調達目標」という。）を決定する。

(2) 調達担当課所におけるグリーン調達の実施

EMS に定める所属環境管理者（所属長）は、調達目標に記載された品目を調達しようとする際には、入札条件に明示するなどの方法により、調達目標に記載された判断基準に適合した物品等を優先的に購入するものとする。

(3) 調達実績の把握等

①　全庁環境管理責任者（環境森林部長）は、グリーン調達の実績に係る全庁的な取りまとめを行い、目標の達成状況についての評価を行った後、とちぎ環境立県推進本部気候変動対策推進部会に報告するものとする。

②　本方針、調達目標及び調達実績については、県民に公表する。

４　調達目標

(1) 目標の立て方

調達目標は、当該年度の品目ごとの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。

(2) 調達目標

100％とする。

【基本的な考え方】

栃木県では環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、地域経済における環境物品等への需要の転換を促して、持続可能な循環型社会の形成を図ることを目指す。

そこで、物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性と適正な調達数量について十分検討した後、在来品より割高になる場合もあるが、次のような環境負荷の低減に向けた配慮をしている物品等を調達することとする。

① 環境汚染物質の使用や放出が削減されている
② 資源やエネルギーの消費量が削減されている
③ 長期間の使用や再使用が可能である
④ 有効なリサイクルが可能である
⑤ 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされている

別表　特定調達品目の分野及び品目一覧　【23 分野 292 品目】

紙類	・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製ｸﾛｽﾃｰﾌﾟを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・ＯＡクリーナー（ｳｴｯﾄﾀｲﾌﾟ） ・ＯＡクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・ＯＡフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・ＯＨＰフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状：補充用を含む。） ・のり（澱粉のり：補充用を含む。） ・のり（固形：補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。） ・クリアーホルダー ・クリアーファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・ｶｰﾄﾞｹｰｽ ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶 ・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。）・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド
画像機器等	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ
電子計算機等	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	・携帯電話 ・ＰＨＳ ・スマートフォン
家電製品	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ等	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器
照明	・ＬＥＤ照明器具 ・ＬＥＤを光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ
自動車等	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・２サイクルエンジン油
消火器	・消火器
制服・作業服等	・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴
インテリア・寝装寝具	・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス

作業手袋	・作業手袋
その他繊維製品	・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕・モップ
設備	・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水機器 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム ・地中熱利用システム
災害備蓄用品	・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 ＊毛布 ＊作業手袋 ＊テント ＊ブルーシート ＊一次電池（＊は他の分野と同品目）
公共工事	【資材】 ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・間伐材 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート ・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・LED 道路照明 ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ ・ドア ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材 ・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水 ・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・再生材料を使用した型枠 ・合板型枠 【建設機械】 ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械 【工法】 ・低品質土有効利用工法 ・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 【目的物】 ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化
役務	・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋
電力配慮契約	・電力

（下線は判断基準等の変更品目又は新たに追加された品目）

別　記

「判断の基準」「基準値１」「基準値２」「配慮事項」は国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和８（2026）年２月）のとおりとする。

※　*「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のほか、「グリーン購入の調達者の手引き」、「資*

材確認票(Word)」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト(Word)」は全庁共有ドライブに格納。

なお、環境配慮契約（電力）については、下記のとおりとする。

〇環境配慮契約

品目及び判断基準等

電力	【判断基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 一般競争入札においては、電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示しており、かつ、以下のア～エの項目において点数制で評価した際に、別途示す配点表による基準点以上である電気事業者と契約すること。 ア 二酸化炭素排出係数 イ 未利用エネルギーの活用状況 ウ 再生可能エネルギーの導入状況 エ 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的ＤＲの取組又は地域における再生可能エネルギーの創出・利用に向けた取組 ② 一般競争入札以外（指名競争入札、随意契約）においては、二酸化炭素排出係数の基準値未満の電気事業者と契約すること。 ③ 契約する電力メニューの二酸化炭素排出係数が 0.000000t-CO2/kWh であること。

備考） 1 「配点表」、「基準点」、「基準値」については、経済産業省及び環境省の公表している「電気事業者別の二酸化炭素排出係数（R6 年度実績)」の調整後排出係数等を踏まえ、別途定めるものとする。

2 新規参入の電気事業者の排出係数については、実績値の算定が困難な場合は、経済産業省及び環境省の公表する R6 年度実績代替値を用いるものとする。